

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

東京都武蔵村山市

当市の税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の償却資産の申告時期となりましたので、御案内申し上げます。固定資産税は、所有する土地や家屋のほか事業用の償却資産にも課税されます。武蔵村山市内に事業の用に供することのできる償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産につきまして、当市に申告していただく必要がございます。

つきましては、この手引をお読みいただき、同封の申告書に所要の事項を御記入の上、次に示す期限までに申告くださるようお願ひいたします。

☆ 申告期限 令和8年2月2日（月）

申告期限間近になりますと受付が大変混雑いたしますので、可能な限り、令和8年1月16日（金）までに申告してくださいますよう、御協力を
お願ひいたします。

☆ 郵送で申告される方へ

申告書（写）の返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を
同封してくださいるようお願ひいたします。

☆ 申告書の提出先及びお問合せ先

東京都武蔵村山市役所 市民部 課税課 家屋係
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 内線126・127

《目 次》

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは	3
2 償却資産の種類	3
3 建築設備における家屋と償却資産との区分	4

II 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方	5
2 申告が必要な資産	5
3 申告の必要がない資産	5
4 非課税とされる償却資産	6
5 課税標準の特例が適用される償却資産	6
6 耐用年数の短縮及び増加償却を適用した償却資産	6
7 国税との主な違い	7
8 申告をされなかった場合又は虚偽の申告をした場合	7

III 申告の方法

1 提出書類	8
2 記入方法	9
3 電子申告	9

IV 償却資産の評価と課税について

1 課税の流れ	10
2 調査協力のお願い	10

V 申告書等記入例

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）記入例	11
2 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）記入例	12
3 種類別明細書（増減資産用）記入例	13

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

ただし、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体は除きます。

2 償却資産の種類

主な償却資産を種類別に例示しますと、次の表のとおりです。

資産の種類	固定資産税における償却資産
1 構築物	広告設備、建築設備のうち変・発電設備（太陽光パネル等）、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の設備、舗装路面、その他土地と一緒にをなしている土木設備、屋外給排水設備、ビニールハウス、家屋の賃借人の施した内装・内部造作等
2 機械及び装置	工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械、クレーン・コンベア等の装置、工場の変・発電装置、立体駐車場の機械装置等
5 車両及び運搬具	車種番号が「0、00から09」又は「9、90から99及び900から999」の大型特殊自動車、構内運搬車等 (自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く。)
6 工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、広告看板、事務用機器、家具（事務机・応接セット等）、治具、取付工具、測定・検査工具、切削工具、金型、電気器具、ガス器具、自動販売機、コンテナー、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器等、ルームエアコン、LAN設備等

3 建築設備における家屋と償却資産との区分

電気設備、ガス設備、給排水設備等本来家屋と一体となって家屋の効用を発揮するための設備を建築設備といいます。家屋と償却資産との区分は、一般的に次の表に掲げるよう取り扱われます。

設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 固定間仕切り、床・壁・天井仕上げ	○			◎
2 店用簡易装備、間仕切り（簡易なものを除く。）	○			◎
3 工場等の動力源である電気設備		◎		◎
4 ビル等における受・変電設備、発電機設備		◎		◎
5 中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7 独立した機械としての性格の強いパッケージ エアコンディショナー		◎		◎
8 ネオンサイン、スポットライト		◎		◎
9 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		◎
10 電気設備（3, 4, 5 に該当するものは除く。）	○			◎
11 給排水又は衛生設備及びガス設備	○			◎
12 冷房、暖房、通風設備（7 に該当するものを除く。）、ボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラー等を除く。）	○			◎
13 昇降機設備	○			◎
14 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	○			◎
15 エーカーテン又はドアー自動開閉設備	○			◎
16 金庫室の扉	○			◎

※平成 16 年度税制改正により、当市では、平成 16 年 4 月 1 日以後に家屋の所有者以外の者が取り付けた事業用資産で民法第 242 条の適用により家屋の所有者が所有権を取得したものについては、取り付けた方の事業用資産である場合に限り、取り付けた方を所有者とみなし固定資産税を課税します。なお、平成 16 年 3 月 31 日以前に施工した事業用資産は従来どおり「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」により償却資産として取り扱います。

II 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、武蔵村山市内に事業用の償却資産（他人に貸し付けているリース資産も含む。）を所有している方です。

休業、廃業、解散又は移転等をされた方、あるいは該当する資産がない方もその旨を申告書の該当欄に記入して申告してください。

2 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次の資産も償却資産に該当し、申告が必要です。

- (1) 社員等の福利厚生の用に供するもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、耐用年数を経過し法定の減価償却を終えた資産、あるいは遊休又は未稼働の資産であって、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (3) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- (4) 割賦金の完済していない割賦買入資産であって、既に事業の用に供しているもの
- (5) 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（該当資産は構築物として申告してください。）
- (6) 租税特別措置法により「中小企業者の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）」として損金算入した資産
- (7) 減価償却をしている美術品等

3 申告の必要がない資産

次の資産は、申告の必要がありません。

- (1) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- (2) 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産
- (4) 減価償却資産で耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの。）
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上事業年度ごとに3年で一括償却しているもの
- (6) 取得価額が20万円未満のリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）

4 非課税とされる償却資産

公共的、公益的な性格を有する償却資産で、地方税法第348条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、申告書にそれを証明する書類を添付して申告してください。

5 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、申告書にそれを証明する書類を添付して申告してください。

なお、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により、武藏村山市が定めている課税標準の特例割合は次のとおりです。

条　項	課税標準の 特例割合	条　項	課税標準の 特例割合
法第349条の3第27項	2分の1	法附則第15条第25項第2号	7分の6
法第349条の3第28項	2分の1	法附則第15条第25項第3号イ	4分の3
法第349条の3第29項	2分の1	法附則第15条第25項第3号ロ	4分の3
法附則第15条第2項第1号	2分の1	法附則第15条第25項第4号イ	2分の1
法附則第15条第2項第5号	5分の4	法附則第15条第25項第4号ハ	2分の1
法附則第15条第25項第1号イ	3分の2	法附則第15条第37項	2分の1
法附則第15条第25項第1号ロ	3分の2	旧法附則第64条 (※計画認定後から令和5年3月末までに取得した資産に限る)	0(ゼロ)
法附則第15条第25項第1号ニ	3分の2		

6 耐用年数の短縮及び増加償却を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、耐用年数の短縮及び増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、次の表の左欄に掲げる事項につきそれぞれの右欄に掲げる添付書類とともに申告書を提出してください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

事　項	国税における所轄	添　付　書　類
耐用年数の短縮	国　税　局　長	耐用年数の短縮の承認申請書（写）
増　加　償　却	税　務　署　長	増加償却の届出書（写）又は証明書（写）
耐用年数の確認	税　務　署　長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

7 国税との主な違い

項 目	固 定 資 産 税	国 稅
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事 業 年 度 末 日
減価償却の方法	原則として定率法（特例として取替法、生産高比例法）	定率法・定額法の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月 割 償 却
圧縮記帳の制度 (注)	認められません	認められます (法人税法第42条等)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます (固定資産評価基準第3章第1節)	認められます (法人税法施行令第60条等)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額の1円
改良費の評価方法	区 分 評 価 (改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します)	合 算 評 価
中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、 認められません	認められます

(注) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

8 申告をされなかった場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなくて、申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び武藏村山市税賦課徴収条例第61条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

III 申告の方法

1 提出書類

償却資産の申告方法には、1月1日（賦課期日）現在所有しているすべての資産を申告していただく全資産申告と、前年中に増加又は減少した資産を申告していただく増減申告があります。次の表により○印で示してあります。

はじめて申告される方（全資産申告）

申告の区分	申告書	種類別明細書 (緑色の用紙)	記入事項
申告する資産がある方	○	○	明細書には、武蔵村山市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書右下の『20』の「該当資産なし」にチェックをしてください。

今までに申告をされた方（増加・減少申告）

同封の『種類別明細書（増減資産用）』をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を確認してください。

申告区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		緑色の用紙 (別表一)	赤色の用紙 (別表二)	
資産の増減がない	○	×	×	申告書右下の『19』の「資産に増減なし」にチェックをして、「前年前に取得したもの(イ)」の欄に印字してある取得価額をそのまま「計(二)」の欄に記入してください。
増加資産がある	○	○	×	明細書には、増加した資産（申告漏れを含む。）のみを記入してください。
減少資産がある	○	×	○	明細書には、減少した資産（申告漏れを含む。）のみを記入してください。
増減資産がある	○	○	○	緑色の明細書に増加した資産を、赤色の明細書に減少した資産をそれぞれ記入してください（申告漏れを含む。）。

※申告漏れの資産があった場合は、資産の取得年次に応じて、遡って申告していただきます。

電算処理による全資産申告をされる方

令和8年1月1日現在に所有する全資産について、評価額を算出し、種類別明細書（全資産・プレ申告用）を添付の上、申告してください。

廃業等をされた方

令和8年1月1日現在、武蔵村山市内で事業を行っていない方は、申告書右下の『21』にチェックし、該当事由に○をし、事由年月日を記入し、申告書のみを提出してください。

事由	『21』欄記入例
廃業・廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 転出・ <u>廃業・解散・その他</u> （〇〇年〇〇月〇〇日）
個人廃業・法人設立	<input checked="" type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・ <u>その他</u> （法人設立〇〇年〇〇月〇〇日） 『22』備考欄に、 法人名〇〇〇〇を記入
休業	<input checked="" type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・ <u>その他</u> （休業〇〇年〇〇月〇〇日）

マイナンバー記載時の添付書類について

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を御提出いただく際は、本人確認資料の写しの添付をお願いします。代理人が申告書を提出する場合は、代理権確認資料の添付もお願いします。

【本人確認資料】

- (1) 本人の個人番号が確認できる資料（例：マイナンバーカード（表・裏の両面）、個人番号記載の住民票の写し）
- (2) 本人（代理人が申告書を提出する場合は、代理人）の身元が確認できる資料（例：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート））

2 記入方法 11ページ以降の記入例を御確認ください。

3 電子申告

eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告が利用できます。

eLTAXの利用方法等については、eLTAXヘルプデスクにお問合せください。

eLTAXホームページ	http://www.eltax.lta.go.jp/
eLTAXヘルプデスク	受付時間は、9:00～17:00までです。お問合せフォームからお問合せください。お急ぎの場合は、0570-081459にお電話ください。

IV 償却資産の評価と課税について

1 課税の流れ

(1) 価格等の決定

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

(2) 課 税 標 準

賦課期日（令和8年1月1日）現在の償却資産の価格（評価額又は課税標準額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

(3) 免 稅 点

課税標準となるべき額が、150万円未満の場合は課税されません。なお、150万円未満になるかどうかは、評価の計算をした結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。

(4) 課税台帳の閲覧

所有者は価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から閲覧することができます。

(5) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間において、文書をもって武蔵村山市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

(6) 税 率

100分の1.4です。

(7) 税 額

税額(100円未満切捨て)=課税標準額(1,000円未満切捨て)×税率(1.4/100)

2 調査協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を行っていますので、その際は御協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。御理解のほどお願いいたします。

なお、調査に伴い修正申告をお願いすることがあります。その場合は、**資産の取得年**

次に応じて遡及して課税することになりますので、あらかじめ御承知おきください。